

身体に障害のある人のための福祉のしおり



岡垣町

岡垣町役場 福祉課

住所：岡垣町野間1丁目1番1号

電話：093-282-1211 内線255

FAX：093-282-1299

e-mail：fukushi@town.okagaki.lg.jp

H P：http://www.town.okagaki.lg.jp

も く じ

1	身体障害者手帳について……………	1
2	補装具の交付・修理について……………	2
3	年金・手当等について……………	3
4	医療について……………	7
5	障害者総合支援法に基づくサービス……………	10
6	教育相談について……………	14
7	障害児通所支援事業について……………	15
8	その他の在宅福祉サービスについて……………	16
9	税金の減免などについて……………	19
10	公共交通機関の割引について……………	23
11	就労について……………	25
12	貸付制度について……………	27
13	その他の福祉について……………	28
14	相談の窓口……………	33

1. 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき交付されるもので、法に基づく各種の福祉サービスを受けるのに必要な手帳です。

手帳には、障害程度によって1級～6級の等級、また、第1種、第2種の種別があり、その等級、種別によって受けられる福祉サービスの内容が異なる場合があります。

〔対象者〕

視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹)、内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫機能・肝臓)、運動機能(脳原性)に永続する障害のある人で、一定の基準に該当する人

〔申請に必要なもの〕

- ① 身体障害者手帳交付申請書 ※福祉課障害者支援係にあります
- ② 指定医師の診断書 ※福祉課障害者支援係にあります
- ③ 印鑑
- ④ 写真1枚(縦4cm、横3cmで上半身を写したもの)
- ⑤ 身体障害者手帳 ※再交付の人のみ

【手帳を受けられた方へ】

次の場合は、福祉課障害者支援係で手続きが必要です。

- ◆ 住所・氏名が変わったとき
- ◆ 手帳を失くしたとき
- ◆ 手帳が使用できないほど破損したとき
- ◆ 障害の程度等が変わったとき(再認定・障害の追加・障害程度の変化)
- ◆ 障害の回復、死亡等により手帳が不要になったとき

◎手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできません。

〔窓 口〕 役場 福祉課 障害者支援係

2. 補装具の交付・修理について

身体上の障害を補い、日常生活を容易にするための補装具の交付や修理を行っています。補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要になるため、必ず事前に相談してください。

〔対象者〕

身体障害者手帳を持っている人（障害名・等級で対象種目は異なります）
介護保険制度の対象者・対象種目は、介護保険制度が優先です。

〔費用〕

原則1割負担です。身体障害のある人本人及び配偶者（障害のある児童の場合は世帯全員）の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

〔申請に必要なもの〕

- ① 補装具の交付修理申請書 ※福祉課障害者支援係にあります
- ② 指定医師の補装具意見書
- ③ 見積書
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 課税（非課税）証明書 ※転入して課税状況が確認できない場合
- ⑦ 障害者手帳等その他必要書類 ※詳しくは窓口でお尋ねください

補装具の種類

障害種別	補装具
視覚	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴覚	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、歩行補助つえ（1本つえを除く）、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置他
肢体不自由かつ言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

◎購入後・修理後の申請はできません。事前に下記に相談してください。

※岡垣町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のある児童については、補聴器購入費の助成が受けられる場合があります。

〔窓 口〕 役場 福祉課 障害者支援係

3. 年金・手当等について

(1) 障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」、「障害厚生年金」があり、病気やけがの初診日に加入していた年金により決定します。

※初診日が65歳以降の人の場合、その時点で年金の被保険者でない人は該当しません。

○国民年金・・・障害基礎年金

○厚生年金・・・障害厚生年金、障害手当金

支給額

障害の程度	年金・手当金の金額 ※令和5年度分	
	障害基礎年金	障害厚生年金、障害手当金
1級	最低990,750円/年 +子の加算額	報酬比例の年金額 × 1.25 + 配偶者の加給年金額 + 1級障害基礎年金 + 子の加算額
2級	最低792,600円/年 +子の加算額	報酬比例の年金額 + 配偶者の加給年金額 + 2級障害基礎年金 + 子の加算額
3級	—	最低594,500円/年
障害手当金 (一時金)	—	最低1,189,000円

※障害年金の級数は、障害者手帳の等級とは別に決定されます。



詳しくはお問い合わせください！

〔窓口〕

○国民年金 役場 健康づくり課 医療年金係

○厚生年金 八幡年金事務所 TEL 631-7962

TEL 0570-05-4890

(予約受付専用電話)

(2) 労災障害補償年金

業務上の事由や通勤による病気、けがが治っても身体に一定の障害が残ったときに、障害の程度に応じて年金または一時金が支給されます。

〔窓口〕 北九州西労働基準監督署 TEL 622-6550

(3) 特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する20歳未満の児童を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※対象児童が障害を支給事由とする公的年金（障害児福祉手当を除く）を受けているとき、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所等、通所施設を除く）に入所しているときは、支給されません。

〔申請に必要なもの〕

- ① 請求者及び対象児童の戸籍謄本
- ② 診断書
- ③ その他必要書類 ※詳しくは窓口でお尋ねください

〔支給額〕 重度障害児（1級）月額 53,700円
中度障害児（2級）月額 35,760円 ※令和5年度分

〔窓口〕 役場 こども未来課 こども未来係

(4) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給されます。

※対象児童が施設に入所しているとき、障害を支給事由とする年金（特別児童扶養手当を除く）を受けているときは、支給されません。

〔申請に必要なもの〕

- ① 認定請求書
- ② 印鑑
- ③ 請求者の属する世帯全員の住民票・所得（課税）証明書
- ④ 医師の診断書
- ⑤ 所得状況届、関係機関調査に対する承諾書
- ⑥ 障害者手帳等その他必要書類 ※詳しくは窓口でお尋ねください

〔支給額〕 月額 14,850円 ※令和4年度分

〔窓口〕 宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎 TEL 201-4162
役場 福祉課 障害者支援係

(5) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。
※施設に入所しているとき、3か月を超えて長期入院しているときは、支給されません。

〔申請に必要なもの〕

- ① 認定請求書
- ② 印鑑
- ③ 請求者の属する世帯全員の住民票・所得（課税）証明書
- ④ 医師の診断書
- ⑤ 所得状況届、関係機関調査に対する承諾書
- ⑥ 障害者手帳等その他必要書類 ※詳しくは窓口でお尋ねください

〔支給額〕 月額 27,300円 ※令和4年度分

〔窓口〕 宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎 TEL 201-4162
役場 福祉課 障害者支援係

(6) 心身障害者扶養共済制度

心身障害のある人を扶養している保護者が、お互いの助け合いの精神に基づき、保護者が生存中に1年以上、掛金を納付することで、保護者が亡くなられた場合などに障害のある人に終身年金を支給する任意加入の制度です。

〔掛 金〕 加入年齢に応じて掛金が異なります。2口まで加入できます。

〔支給額〕 1口加入者(月額) 20,000円
2口加入者(月額) 40,000円

※心身障害のある人本人及び世帯員の所得に応じて、町が掛金の一部を補助します。
※県市町村民税において、掛金は所得金額から控除されます。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

(7) 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

就労等の理由で午後5時以降に人工透析を受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費を助成します。

〔対象者〕 次の全ての要件を満たす人

- 身体障害者手帳所有者
- 午後5時以降の人工透析回数が月5回以上
- 通院距離または通院費用がア～ウのいずれかに該当
 - ア. 自家用車使用の場合 通院距離が片道10km以上
 - イ. 公共交通機関使用の場合 月2,000円以上の運賃の負担
 - ウ. タクシー使用の場合 月2,000円以上の負担

※本人・扶養義務者等の所得制限があります。

〔支給額〕 月額 2,000円

〔窓口〕 宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎 TEL 201-4162
役場 福祉課 障害者支援係



4. 医療について

(1) 更生医療

その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供され、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

〔対象となる障害・治療（例）〕 ※指定医療機関での実施に限ります

【心臓機能障害】ペースメーカー埋込手術、弁置換術等

【じん臓機能障害】人工透析療法等

【肢体不自由】人工関節置換術等

【視覚障害】水晶体摘出術等

【その他】

〔対象者〕

18歳以上の身体障害者手帳所持者（心臓、じん臓、肝臓、免疫機能障害の人は、手帳申請と同時に申請できます）

〔費用〕

更生医療を受ける人が加入している医療保険制度（国民健康保険等）の被保険者の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

〔申請に必要なもの〕

- ① 更生医療給付申請書
- ② 身体障害者手帳
- ③ 医師の意見書 ※指定されたものに限ります
- ④ 保険証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 特定疾病療養受療証 ※じん臓機能障害者のみ
- ⑦ 委任状 ※必要な人のみ
- ⑧ 年金振込通知書又は通帳 ※年金を受給されている方のみ

○詳しくは下記へお尋ねください。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

(2) 育成医療

障害のある児童の障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

〔対象となる障害・治療（例）〕 ※指定医療機関での実施に限ります

【心臓機能障害】弁口、心室心房中隔に対する手術、
ペースメーカー埋込み手術等

【じん臓機能障害】人工透析療法等

【肢体不自由】関節形成術、関節置換術等

【視覚障害】白内障等

【言語機能障害】口蓋裂等による形成術、歯科矯正等

【その他】

〔対象者〕

18歳未満の人（身体障害者手帳の有無は問いません）

〔費用〕

育成医療を受ける人が加入している医療保険制度（国民健康保険等）の被保険者の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

〔申請に必要なもの〕

- ① 育成医療給付申請書
- ② 医師の意見書 ※指定されたものに限ります
- ③ 保険証
- ④ 印鑑
- ⑤ 特定疾病療養受療証 ※じん臓機能障害者のみ
- ⑥ 委任状 ※必要な方のみ
- ⑦ 年金振込通知書又は通帳 ※年金を受給されている方のみ

○詳しくは下記へお尋ねください。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

(3) 重度障害者医療

重度障害のある人の健康保険適用医療費の自己負担分を助成する制度です。

[対象者]

- 身体障害者手帳 1 級、2 級所持者
 - 療育手帳「A」所持者
 - 身体障害者手帳 3 級所持者で療育手帳「B 1」所持者
 - 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ※精神病棟の入院費用は対象外
- ※上記対象者は重度障害者医療の申請により適用されます。ただし、所得制限があります。（適用日は、申請日や加入保険によって異なります。）
- ※65歳以上の人は後期高齢者医療に加入する必要があります。

[申請に必要なもの]

- ① 健康保険証
- ② 障害者手帳または療育手帳

(4) 障害認定に伴う後期高齢者医療

一定の障害のある人は、後期高齢者医療に65歳以上から加入することができます。（通常は75歳以上の人が加入）

医療機関での自己負担割合は、一般の人は1割もしくは2割、現役並み所得者は3割で、福岡県後期高齢者医療広域連合が決定する保険料を支払う必要があります。対象者は申請日から後期高齢者医療が適用されます。

[対象者]

- 満65歳以上75歳未満の人で以下に該当する人
- 身体障害者手帳 1 級～3 級の所持者と 4 級の一部の人
 - 精神障害者保健福祉手帳の 1 級または 2 級に該当する人
 - 療育手帳「A」の人

[申請に必要なもの]

- ① 健康保険証
- ② 障害者手帳または療育手帳

[窓 口] (3)(4)ともに 役場 健康づくり課 医療年金係

5. 障害者総合支援法に基づくサービス

障害福祉サービス ※介護保険制度対象者は、介護保険制度が優先です。

◎訪問系サービス…在宅で訪問を受けたり、通所等して利用するサービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の身体介護、食事準備や掃除等の家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動を支援します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に短期間、夜間を含め施設で入浴や排せつ・食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

◎居住系サービス… 入所施設等の住まいの場におけるサービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助	障害福祉のグループホームに入居している人に、日常生活上、必要な支援を行います。



◎日中活動系サービス…入所施設等で昼間の活動を支援するサービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定の期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定の期間就労に必要な知識や能力向上のための訓練や、求職活動の支援及び就労後、職場定着のための支援を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会を提供します。また、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労した障害のある人が職場に定着できるように、相談を通じて課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や必要となる支援を行います。

◎その他サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
訓練等給付	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害のある人に、定期的な巡回訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、居住の確保その他地域における生活に移行するための相談その他必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行います。

〔費用〕

原則1割負担となりますが、障害のある人の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※障害支援区分により利用できるサービスが異なる等、利用には要件があります。

〔窓 口〕 役場 福祉課 障害者支援係

地域生活支援事業

(1) 移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人に外出の支援を行います。

(2) 日中一時支援

一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

(3) 地域活動支援センター

施設において、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。

(4) 訪問入浴サービス

身体障害者手帳の等級が肢体不自由の1級又は2級で、自宅の浴槽や施設での入浴が困難な在宅の人に対して、訪問して浴槽を提供し、入浴等の介護を行います。



(5) 日常生活用具の給付

在宅の重度障害のある人に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする制度です。

内 容	種 目
①介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器他
②自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、 移動・移乗支援用具(手すり・スロープ等)他
③在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器他
④情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具他
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、収尿器他
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具の設置に小規模な住宅改修を伴うもの）

※介護保険制度の対象者・対象種目は、介護保険制度が優先です。

[費 用]

原則1割負担となりますが、障害のある人の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

※障害支援区分により利用できるサービスが異なる等、利用には要件があります。

[窓 口]

役場 福祉課 障害者支援係

6. 教育相談について

(1) 就学に関する相談

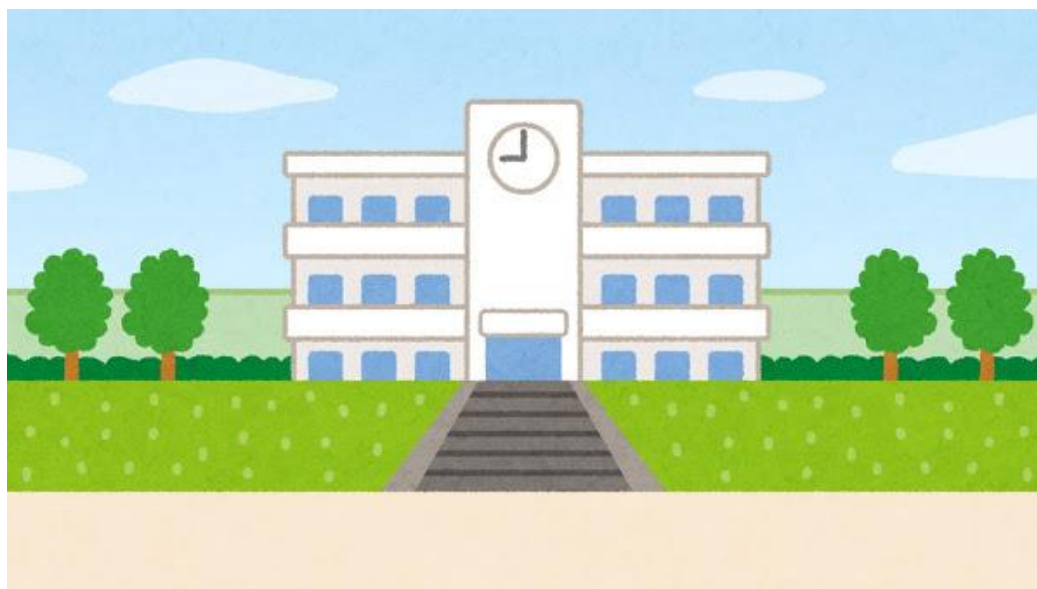
就学や就学手続きに関する相談支援と情報提供等を行っています。

〔問い合わせ先〕 岡垣町教育委員会 教育総務課 教育総務係
(教育指導員直通 TEL 2 8 2 - 4 8 8 4)

(2) 教育相談

幼児・児童・生徒の発達や教育に関する相談を福岡県立の各特別支援学校で行っています。

学校名	所在地	電話	受付日時
古賀特別支援学校	古賀市千鳥4-3-1	092-943-8674	月～金 9時～17時
福岡特別支援学校	新宮町緑ヶ浜 4-1-1	092-963-0031	月～金 14時10分～17時
直方特別支援学校	直方市下境410-2	0949-24-5570 0949-24-5571	月～金 9時～16時30分
小倉聴覚特別支援学校	小倉北区三郎丸 2-9-1	093-921-3600	火・金 9時～17時
北九州視覚特別支援学校	八幡東区高見 5-1-12	093-651-5419	月～金 9時～17時



7. 障害児通所支援事業について

障害児通所支援事業は、障害のある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業です。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は学校の休業日に支援が必要と認められた障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難であると認められた児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

〔費用〕

原則1割負担となりますが、障害のある児童の世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が定められています。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係



8. その他の在宅福祉サービスについて

(1) 岡垣町福祉タクシー料金補助支給制度

重度の心身障害のある人に、タクシーの初乗り料金を補助する制度で、1年度内に1冊24枚の利用券を交付します。

(じん臓機能障害者は3冊72枚)

※対象外となる人…施設に入所中や病院に入院中の人

〔対象者〕

在宅の人で

①身体障害者手帳の旅客運賃減額欄が第1種

②療育手帳「A」

③特定医療費（指定難病）医療受給者証

④精神障害者保健福祉手帳 1級・2級

上記のいずれかを所持し、かつ前年度の町民税（18歳未満は父母）が非課税または均等割のみ課税されている人



〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

(2) 配食サービス事業

高齢や心身の障害などにより調理や買い物が困難な人に、週5回を限度に夕食の弁当を自宅まで配達します。

〔対象者〕

買い物や調理が困難、または栄養改善や見守りが必要な人で次のいずれかに当てはまる人

①おおむね65歳以上のひとり暮らしの人、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者・身体障害のある人

②療育手帳「A」の交付を受けている人

③精神保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人

〔利用料〕

1食300円

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係、長寿あんしん課 長寿支援係

(3) 岡垣町介護用品(紙おむつ)給付サービス事業

在宅で寝たきり等の高齢者・障害のある人に対し、紙おむつ（おむつカバー、パット等含む）の給付をします。

〔対象者〕

在宅で町内に住所があり常時介護用品が必要な人で、次のいずれかに該当する人

- ① おおむね65歳以上の人で排泄に見守りや介助が必要な人
- ② 重度心身障害のある人（3歳以上で、肢体不自由障害または体幹機能障害の身体障害者手帳1、2級の交付を受けている人または療育手帳「A」の交付を受けている人で、日常生活上、常時他の人の介護を必要とする人）

〔給付限度額〕

- ・ 町民税非課税世帯の人：6,000円/月
 - ・ 町民税課税世帯で本人非課税の人：3,000円/月
- ※世帯状況、心身状況等を調査し、給付の可否が決定されます。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係、長寿あんしん課 長寿支援係

(4) 福祉機器の貸し出し

一時的に福祉機器が必要となったときに、短期間（3ヶ月を限度）貸し出します。

〔借りられるもの〕

- ① 車いす
- ② 電動ベッド
- ③ ポータブルトイレ
- ④ シャワーキャリ
- ⑤ 歩行器
- ⑥ 介助バー
- ⑦ シャワーチェア
- ⑧ 入浴用踏み台
- ⑨ オーバーテーブル

〔対象者〕

- ・ 在宅で介護を必要とする人（※介護保険優先）
- ・ 骨折等で一時的に必要な人
- ・ 外出等で短期に利用される人 等



〔使用料〕 無料

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940

(5) 送迎サービス

通院や公的機関での手続きをするときに、送迎車で送迎します。

〔対象者〕

車いすや杖を常時使用しなければ外出が困難な高齢者・障害のある人で、町民税が非課税または均等割程度の課税がなされている人（登録制）

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940

(6) 郵便による不在者(在宅)投票

重度の障害のため、投票所に行くことができない人は、郵送することにより投票できます。事前に選挙管理委員会から証明書の交付を受けてください。

〔対象者〕

- ・ 両下肢、体幹または移動機能の障害で1級～2級の身体障害のある人
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級または3級の身体障害のある人
- ・ 免疫、肝臓の障害で1級～3級の身体障害のある人
- ・ 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人

〔問い合わせ先〕 役場 選挙管理委員会

9. 税金の減免などについて

(1) 所得税

本人、配偶者または扶養親族に障害のある人の場合、所得金額から次のとおり控除されます。

- ・ 特別障害者控除（1級・2級） 40万円
- ・ 障害者控除（3級～6級） 27万円

なお、特別障害のある配偶者または扶養親族と同居している人は次のとおり控除されます。

- ・ 同居特別障害者控除（1級・2級） 75万円

※非同居の場合は、特別障害者控除となります。

〔問い合わせ先〕 若松税務署 TEL 7 6 1 - 2 5 3 6

(2) 住民税

本人、配偶者または扶養親族に障害がある人の場合、所得金額から次のとおり控除、または非課税となります。

- ・ 前年の合計所得が135万円以下の身体障害のある人 非課税
- ・ 特別障害者控除（1級・2級） 30万円
- ・ 障害者控除（3級～6級） 26万円

なお、特別障害のある配偶者または扶養親族と同居している方は、次のとおり控除されます。

- ・ 同居特別障害者控除（1・2級） 53万円

※非同居の場合は、特別障害者控除となります。

〔問い合わせ先〕 役場 税務課 住民税係

(3) 固定資産税

新築された日から10年以上が経過し、高齢者、障害のある人等が居住する住宅について、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（自己負担額が50万円以上（補助金を除く））を行った場合、翌年度分の固定資産税を1/3減額（100㎡分までを限度）します。

・対象となるバリアフリー改修工事

1. 通路または出入口の拡張
2. 階段の勾配緩和
3. 浴室の改良
4. トイレの改良
5. 手すりの取り付け
6. 床の段差解消
7. 引き戸への取替え
8. 床表面の滑り止め化

※改修後3か月以内に申告してください。

〔問い合わせ先〕 役場 税務課 資産税係

(4) 個人事業税

重度の視覚障害のある人（両眼の矯正視力の和が0.06以下）があんま、はり、きゅう等医業に類する事業を行う場合、事業税が非課税になることがあります。

〔問い合わせ先〕 北九州西県税事務所 TEL 662-9311

(5) 相続税

身体障害のある人が相続により財産を取得した場合、その人が85歳になるまでの年数に10万円（特別障害者は20万円）を乗じた金額が相続税額から控除されます。

〔問い合わせ先〕 若松税務署（国税） TEL 761-2536

(6) 贈与税

特定障害のある人などに対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、3,000万円まで（特別障害者は6,000万円まで）非課税となります。

〔問い合わせ先〕 信託等の業務をしている金融機関、信託銀行等

(7) 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）、
軽自動車税（種別割）

障害のある人本人もしくは同一生計者が取得し、または所有する車で、
障害のある人の通院、通勤、通学等のために障害のある人本人や家族（常
時介護者）が運転するものについて免除されます。

※免除されるのは、1人につき1台までです

障害の区分	障害等級	
	本人所有・本人運転	家族（常時介護者）所有・運転
視覚障害	2級・3級（視野障害のみ）	1級～3級（視力障害は1～4級）
聴覚障害	2級・3級	2級・3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級	3級
上肢不自由	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～4級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児上肢機能	1級・2級	1級・2級
乳幼児移動機能	1級～6級	1級～4級
心臓機能障害	1級・3級	1級・3級
呼吸器機能障害	1級・3級	1級・3級
じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級
直腸・ぼうこう機能障害	1級・3級	1級・3級
小腸機能障害	1級・3級	1級・3級
肝臓機能障害	1級～3級	1～3級
免疫機能障害	1級～3級	1～3級

〔問い合わせ先〕北九州西県税事務所 TEL662-9312、662-9313

※軽自動車税（種別割）に関しては 役場 税務課 住民税係



(8) おむつ、ストマ用装具に係る費用の医療費控除

- ・ おむつ：傷病により6か月以上寝たきりの状態で、医師による治療を継続して受け、おむつの使用が必要と認められる人
 - ・ ストマ用装具：治療上、医師が使用を必要と認める人
- ※病院が発行する使用証明書が必要となります。

〔問い合わせ先〕 税務署 または 役場 税務課 住民税係

(9) 預貯金等の非課税制度「マル優制度」

預貯金、公債等の利子に課せられる税が非課税になります。
それぞれ、元本または額面350万円以内の額が対象となります。

〔問い合わせ先〕 預貯金先の金融機関等

(10) 心身障害者扶養共済制度掛金の控除

条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金が、所得金額から控除されます。

〔問い合わせ先〕 若松税務署 TEL 7 6 1 - 2 5 3 6

10. 公共交通機関の割引について

(1) 旅客鉄道株式会社（JR）の運賃割引

身体障害者手帳を提示することで、割引を受けることができます。

第1種・第2種は身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」（「JR旅客運賃の減額」）の欄に記載されています。割引の内容は、表2のとおりです。

表2

区 分	利用形態	乗車券の種類			
		普 通	定 期	回 数	急 行
第1種	単独で利用する場合 (片道100Kmを超える 区間を利用するとき)	本 人 5割引 (JRバスは距離 制限なし)	なし	なし	なし
	介護者と共に 利用する場合 (距離制限なし)	本 人 介護者 5割引	同左 (JRバスは本 人・介護者と も3割引)	同左 (JRバスを 除く)	同左
		※定期乗車券…本人が12歳未満の場合、 介護者のみ5割引(JRバス3割引)			
第2種	単独で利用する場合 (片道100Kmを超える 区間を利用するとき)	本 人 5割引 (JRバスは距離 制限なし)	なし	なし	なし
	介護者と共に 利用する場合 (本人が12歳未満に限る)	なし (JRバス(高速 バスを除く)は 本人・介護者 とも3割引)	介護者のみ 5割引 (JRバスは本 人・介護者と も3割引)	なし	なし

※その他の民営及び公営の鉄道においても、JRに準じて割引を行っているところがあります。

(2) 岡垣コミュニティバスの割引

身体障害者手帳を提示することで、障害のある人は90円で利用できます。

※障害のある人とは、手帳の交付を受けた人と同伴の介護者です。

〔問い合わせ先〕 役場 都市建設課 都市計画係

(3) 岡垣町乗合タクシーの割引

身体障害者手帳を提示することで、障害のある人は150円で利用できます。

※障害のある人とは、手帳の交付を受けた人と同伴の介護者です。

〔問い合わせ先〕 役場 都市建設課 都市計画係

(4) その他バス運賃の割引

JRに準じた取扱いになっており、身体障害者手帳を提示することで割引を受けることができます。距離制限はありません。

(5) タクシー運賃の割引

タクシーの乗車に際し、運転手へ身体障害者手帳を提示することで運賃の割引を受けることができます。割引額は原則、メーター表示額の1割（10円未満の端数は切り捨て）です。

※その他、航空運賃や船舶運賃、モノレール運賃、地下鉄運賃の割引等に関しては、各運営会社にお問い合わせください。

1 1. 就労について

(1) 職業相談

ハローワークでは、障害について専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたり等、きめ細かい支援体制を整えています。

〔問い合わせ先〕 ハローワーク八幡
北九州市八幡西区黒崎 3-1 5-3
コムシティ 6 F
TEL 6 2 2-5 5 6 6



(2) 職場適応訓練

実際の職場での作業について、訓練を行うことで作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施されます。期間は6か月以内（重度障害のある人の場合は1年以内）で、県知事が委託した事業所で訓練を受けることができます。

〔問い合わせ先〕 ハローワーク八幡 TEL 6 2 2-5 5 6 6

(3) 障害者職業センター

障害のある人及び事業主に対して、公共職業安定等の関係機関との密接な連携の下、職業リハビリテーションサービスを実施しています。

○福岡障害者職業センター

所在地 福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークザ赤坂 5 F

電話 092-752-5801

○北九州支所

所在地 北九州市小倉北区萩崎町 1-27

電話 093-941-8521

(4) 障がい者就業・生活支援センター : 県内13施設

就職や職場への定着が困難な障害のある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い、障害のある人の職業生活における自立を図ることを目的とした各種の相談に応じ、必要な助言を行います。

○北九州障害者就業・生活支援センター (北九州障害者しごとサポートセンター)

所在地 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階

電話 093-871-0030

FAX 093-871-0083

(5) 福岡障害者職業能力開発校

障害のある人に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障害のある人の職業の安定と自立を図るとともに経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施します。

所在地 北九州市若松区大字蛸住1728-1

電話 093-741-5431

FAX 093-741-1340



12. 貸付制度について

(1) 肢体不自由児高校奨学金

肢体不自由児(身体障害者手帳1級～5級)が高校に進学したときに、年額3.5万円の奨学金を受けることができます。償還する必要はありません。

※所得状況等条件がありますので、下記へ問い合わせてください。

〔問い合わせ先〕

財団法人福岡県肢体不自由児協会 TEL 092-584-5723

宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL 201-4162

(2) 生活福祉資金

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類あります。各資金の概要や貸付条件は下記に問い合わせてください。

A) 総合支援資金

- ・生活支援費(生活再建までの間に必要な生活費用)
- ・住宅入居費(敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)
- ・一時生活再建費(生活を再建するために一時的かつ日常生活費で賄うことが困難である費用)

B) 福祉資金

- ・福祉費(福祉用具等の購入に必要な経費等)
- ・緊急小口資金(緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用)

C) 教育支援資金

- ・教育支援費(高等学校、大学等に就学するのに必要な経費)
- ・就学支度費(高等学校、大学等に入学するのに必要な経費)

D) 不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金(低所得高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金)

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940

13. その他の福祉について

(1) 有料道路の通行料金の割引

身体障害のある人が自ら運転し、★本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車で、有料道路を通行する場合、通行料金が5割引となります。

《身体障害のある人（第1種）、知的障害のある人（療育手帳A）の人》は本人以外の方が運転される車に乗車するときも対象となります。また、★に該当する人が自動車を所有していないときは、障害のある人本人を継続して日常的に介護している人が所有する車の場合も同様の割引が受けられます。

（※その他にも条件によっては対象になる車両もあります。）

※事前登録が必要。

※マイナンバーカードを持っている人は、オンラインでも申請可能です。

〔割引有効期間〕

申請日から2回目の誕生日まで。（更新は期限の2か月前より受付）

〔申請に必要なもの〕

身体障害者手帳または療育手帳、車検証、免許証（第2種の方）

【ETCの場合…上記に加えて、ETCセットアップ証、

障害のある人本人名義（未成年は保護者）のETCカード】

※車両登録をしない場合はETCの利用はできません。

※障害者手帳アプリ「ミライロID」が使えます。

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

※ミライロIDとは

株式会社ミライロが提供するスマートフォンアプリで、障害者手帳の情報などを登録できます。情報を登録し、スマートフォンの登録画面を公共施設等で提示することで障害者割引を受けられる場合があります。

〔問い合わせ先〕 ミライロID公式サイト

(2) NHK放送受信料の減免

全額免除 ○身体障害のある人・知的障害のある人・精神障害のある人がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合

半額免除 ○視覚・聴覚障害のある人が世帯主の場合
○重度の障害のある人（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）が世帯主の場合

※減免を受けるには、申請が必要です。

※毎年課税状況等の確認を行うため、年度によっては減免の対象でなくなる可能性があります。

〔必要なもの〕身体障害者手帳等・印鑑

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

〔問い合わせ先〕 NHK視聴者コールセンター
TEL 0570-077-077



(3) 駐車禁止の規制の適用除外

身体障害のある人が利用する自動車に対して、駐車禁止規制除外標章を交付し、交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めています。

【対象者】

手帳種類	障害区分	障害等級
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1
	聴覚障害	2級・3級
	平衡機能障害	3級
	上肢不自由	1級・2級の1・2級の2
	下肢不自由	1級～4級
	体幹不自由	1級～3級
	運動機能障害(上肢機能)	1級・2級
	運動機能障害(移動機能)	1級～4級
	内臓機能障害	1級・3級
	免疫機能障害	1級～3級
	肝臓機能障害	1級～3級

※2つ以上の障害を有する人で交付対象に該当するか分からない人は個別にお問合わせください。

〔問い合わせ先〕 警察署 (折尾警察署 TEL 6 9 1 - 0 1 1 0)

(4) 県営住宅の倍率優遇制度

住宅に困っている身体障害のある人(身体障害者手帳1級～4級)は、県営住宅への抽選番号を多く割り振ります。県営住宅には、車いす向け住宅もあります。

〔問い合わせ先〕 県住宅供給公社 TEL 6 2 1 - 3 3 0 0

(5) 岡垣町の公共施設等における割引

① いこいの里浴室コーナー

〔対象者〕 障害者手帳をお持ちのご本人

〔内容〕 使用料の5割引

〔問い合わせ先〕 岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940
役場 福祉課 人権・地域福祉係

② 観光ステーション北斗七星レンタサイクル

〔対象者〕 障害者手帳をお持ちのご本人

〔内容〕 利用料の5割引

〔問い合わせ先〕 観光ステーション北斗七星 TEL 281-5050
役場 おかがきPR課 商工観光係

③ 岡垣サンリーアイ フィットネスジム

〔対象者〕 障害者手帳をお持ちのご本人

〔内容〕 利用料の5割引

〔問い合わせ先〕 岡垣サンリーアイ TEL 282-1515
役場 生涯学習課 社会教育係

※上記①～③については、障害者手帳アプリ「ミライロID」が使えます。

(6) 児童の福祉施設（重度心身障害児施設）

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ保護するとともに、治療や日常生活の指導をすることを目的とする施設です。

〔問い合わせ先〕 宗像児童相談所 TEL 0940-37-3255

(7) 岡垣町医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児等の看護・介護を行う家族の負担軽減を図るため、指定訪問看護ステーションの看護師が、家族に代わって見守りを行う事業です。詳細は下記へ問い合わせてください。

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 障害者支援係

(8) 地域生活支援拠点等事業

遠賀中間地域では、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護者の緊急時に障害のある人を支援する体制や障害のある人の自立等に向けて障害福祉サービスを体験する場を整備しています。

緊急時のスムーズな支援や円滑な施設利用を行うため、町では利用希望者の事前登録を受け付けています。住み慣れた地域で安心して暮らすために、ぜひ活用してください。

〔対象者〕 在宅で生活している障害のある人

〔窓口〕 役場 福祉課 障害者支援係

(9) 電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

利用を希望する聴覚や発話に困難のある人は、事前に利用登録が必要です。詳細は下記へ問い合わせてください。

〔問い合わせ先〕

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

TEL : 03-6275-0910 FAX : 03-6275-0913

(10) ずっと安心プラン事業

高齢者や障害のある人などが安心して生活できるように、事前に岡垣町社会福祉協議会が預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスを実施し、契約後は、定期的な見守りや鍵の預かり、入退院のお手伝いを行う事業です。詳細は下記へ問い合わせてください。

〔問い合わせ先〕

岡垣町社会福祉協議会 TEL 283-2940



14. 相談の窓口

岡垣町役場福祉課	岡垣町野間 1-1-1	093-282-1211
岡垣町障害者相談センター	岡垣町公園通り 1-7-1	093-282-5167
岡垣町東部障害者相談センター	岡垣町鍋田 2-1-5	093-282-5103
岡垣町社会福祉協議会	岡垣町大字高倉 598-1	093-283-2940
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎	水巻町吉田西 2-17-7	093-201-4162
福岡県障がい者更生相談所	春日市原町 3-1-7	092-586-1055
福岡県宗像児童相談所	宗像市東郷 1-2-3	0940-37-3255
福岡県福祉労働部障がい福祉課	福岡市博多区東公園 7-7	092-651-1111
ハローワーク八幡	北九州市八幡西区黒崎 3-15-3	コムシティ 6F 093-622-5566
福岡県障害者福祉情報センター	春日市原町 3-1-7	092-584-3330
福岡県身体障害者福祉協会	春日市原町 3-1-7	092-584-6067
福岡県盲人協会	太宰府市三条 1-4-2	
	福岡光明園内	092-582-2344
福岡県手話の会連合会	春日市原町 3-1-7	092-584-3649
福岡県肢体不自由児協会	春日市原町 3-1-7	092-584-5723
日本オストミー協会福岡県支部	春日市原町 3-1-7	092-572-7788
福岡県医療的ケア児支援センター	新宮町緑ヶ浜 4-2-1	092-692-1601

——身体障害者相談員——

町から委託を受けた人が、身体に障害のある人の相談に応じるとともに、関係機関との連携協力を行います。

(相談員氏名)

(電話)

(任期)

廣渡 嘉之

093-283-2455

令和6年3月末まで

——民生委員・児童委員——

厚生労働大臣の委嘱を受けた人が、受持ち地域住民の社会生活全般の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関の業務に協力し、福祉の増進に努めます。

また主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣により指名され、児童や子育て家庭への支援を専門に担当します。

——人権擁護委員——

法務大臣の委嘱を受けた人が、地域住民のあらゆる人権問題や法律問題、いじめ等の相談に応じます。

委員氏名	小学校区	任期
麻生 洋海	吉木	令和5年6月末まで
橋村 魁	山田	令和5年6月末まで
平野 裕子	海老津	令和5年6月末まで
上松 雄吉	海老津	令和5年6月末まで
亀石 ひとみ	内浦	令和7年12月末まで

〔問い合わせ先〕 役場 福祉課 人権・地域福祉係

〈その他人権等に関する相談〉

福岡法務局北九州支局 TEL093-561-3542

——自助グループ（町内）——

岡垣町身体障害者福祉協会 （代表）上田 一勇 TEL093-283-0007